注１　１、16及び23の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

［削る］

２　［略］

３　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。また、装置名は次の表に掲げる記号により記載するとともに、強制、非強制の別の欄は、当該装置が航空法第60条又は第62条の規定により装備しなければならないものか否かについて該当する□にレ印を付けること。

装置名	記号	装置名	記号
ＨＦ無線電話	ＨＦ	航空機用気象レーダー	ＷＲ
ＨＦ無線電話（データ通信機能付）	ＨＦＤＬ	機上タカン	ＴＡＣＡＮ
ＶＨＦ無線電話	ＶＨＦ	ＡＴＣトランスポンダ（注４）	ＡＴＣ
ＶＨＦ無線電話（データ通信機能付）	ＶＤＬ	ＡＴＣトランスポンダ（注５）	ＡＴＣ－Ｓ
ＡＣＡＳ（注１）	ＡＣＡＳ－Ⅰ	電波高度計	ＲＡ
ＡＣＡＳ（注２）	ＡＣＡＳ－Ｓ	航空機用ドップラ・レーダー	ＤＲ
ＡＣＡＳ（注３）	ＡＣＡＳ－Ⅱ	航空機用救命無線機	ＥＬＴ
機上ＤＭＥ	ＤＭＥ	航空機用携帯無線機	ＰＬＢ

（注１）　ＡＣＡＳであつて、表示する情報が位置情報のみのもののうち、モードＳ質問を使用しないもの。

［（注２）・（注３）　略］

（注４）　ＡＴＣトランスポンダのうち、モードＳ機能を有しないもの。

（注５）　［略］

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

５　４の欄は、送受信装置が次の表の左欄に掲げるものである場合に限り、次の表の右欄に掲げる事項に該当する事項を記載すること。

装置の別	記載事項
１　ＶＨＦ無線電話	有効通達距離（施行規則第31条の３の規定の適用がある場合に限る。以下この別表において同じ。）
２　ＡＣＡＳ	最大測定距離並びに距離及び方位の測定確度（ＡＣＡＳⅠについては、距離の測定確度を除く。）

注１　※印を付けた欄は、記載しないこと。

２　１、16及び23の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

３　［同左］

４　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。また、装置名は次の表に掲げる記号により記載するとともに、当該装置が航空法第60条又は第62条の規定により装備しなければならないものか否かについて該当する□にレ印を付けること。

装置名	記号	装置名	記号
ＨＦ無線電話	ＨＦ	航空機用気象レーダー	ＷＲ
ＨＦ無線電話（データ通信機能付）	ＨＦＤＬ	機上タカン	ＴＡＣＡＮ
ＶＨＦ無線電話	ＶＨＦ	ＡＴＣトランスポンダ	ＡＴＣ
ＶＨＦ無線電話（データ通信機能付）	ＶＤＬ	ＡＴＣトランスポンダ（注４）	ＡＴＣ－Ｓ
ＡＣＡＳ（注１）	ＡＣＡＳ－１	電波高度計	ＲＡ
ＡＣＡＳ（注２）	ＡＣＡＳ－Ｓ	航空機用ドップラ・レーダー	ＤＲ
ＡＣＡＳ（注３）	ＡＣＡＳ－２	航空機用救命無線機	ＥＬＴ
機上ＤＭＥ	ＤＭＥ	航空機用携帯無線機	ＰＬＢ

（注１）　ＡＣＡＳであつて、表示する情報が位置情報のみのもの。

［（注２）・（注３）　同左］

［新設］

（注４）　［同左］

５　３の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

６　［同左］

装置の別	記載事項
１　ＶＨＦ無線電話	有効通達距離（施行規則第31条の３の規定の適用がある場合に限る。以下同じ。）
２　ＡＣＡＳ	最大測定距離並びに距離及び方位の測定確度（ＡＣＡＳⅠについては、距離の測定確度を除く。）
３　機上ＤＭＥ	有効通達距離、最大測定距離及び距離の測定確度